

平成 3 0 年

上尾市議会 9 月定例会議案

条例案資料

議案第 66 号

「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

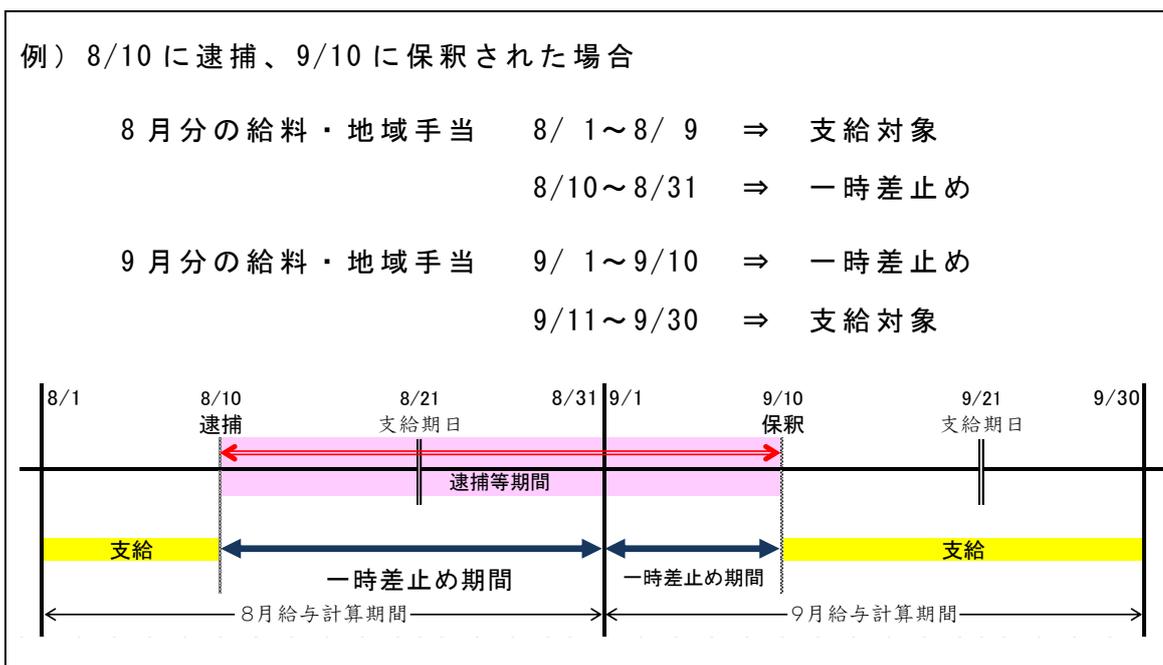
市長及び副市長に支給する給料、地域手当及び期末手当について、支給の一層の適正化を図り、もって公務に対する市民の信頼確保に資するため、その支給要件を改めるための改正

2 内 容

(1) 給料及び地域手当

ア 給料及び地域手当の支給の一時差止め（第 4 条の 3 関係）

逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けている期間（以下「逮捕等期間」という。）について、日割りで計算した額の給料及び地域手当の支給を一時差し止める。



イ 給料及び地域手当の不支給（第 4 条の 4 関係）

(ア) 刑事事件により有罪の判決が確定した場合は、逮捕等期間に係る給料及び地域手当を不支給とする。

(イ) 刑事事件の刑の執行のため刑事施設に拘置された場合は、当該刑事施設に拘置された期間に係る給料及び地域手当を不支給とする。

- (ウ) 刑事事件について罰金又は料金の言渡しを受け、これらを完納しないことにより労役場に留置された場合は、当該労役場に留置された期間に係る給料及び地域手当を不支給とする。

(2) 期末手当

ア 期末手当の支給の一時差止め（第5条の2関係）

次のいずれかに該当するときは、期末手当の全額の支給を一時差し止める。

- (ア) 基準日前6月以内又は基準日から支給日の前日までの期間において、逮捕等期間がある場合で、当該身体の拘束を受けた理由となった行為に係る刑事事件に関し判決が確定していないとき。
- (イ) 基準日前6月以内又は基準日から支給日の前日までの期間において、犯罪があると思料するに至り、支給することが公務に対する市民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

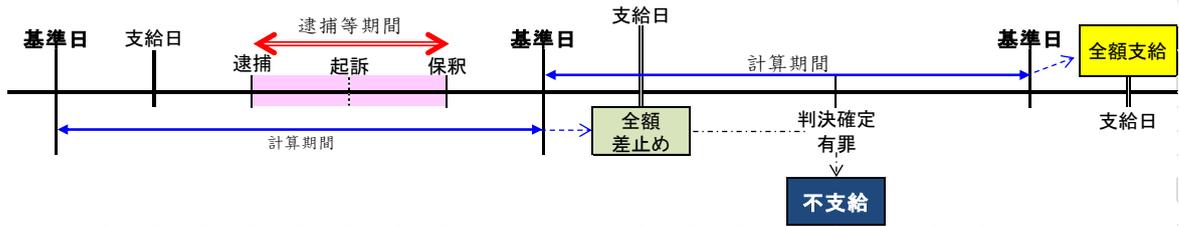
イ 期末手当の不支給（第5条の3関係）

次のいずれかに該当する者は、期末手当の全額を不支給とする。

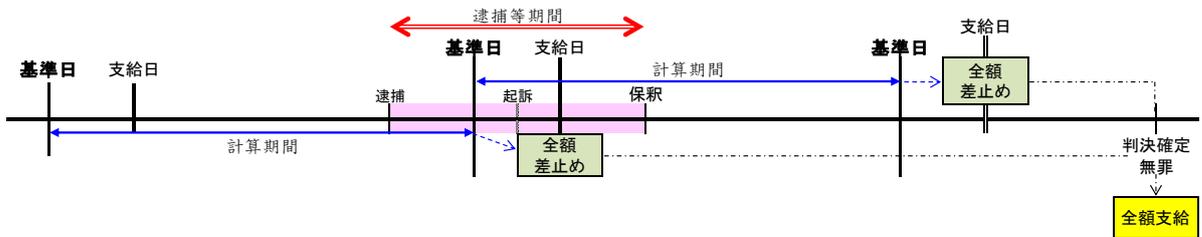
- (ア) 基準日から支給日の前日までの間に懲戒免職の処分を受けた者
- (イ) 基準日から支給日の前日までの間に公職選挙法第11条第1項各号若しくは同法第252条又は政治資金規正法第28条の規定に該当して失職した者
- (ウ) 期末手当の一時差止処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、刑事事件により有罪の判決が確定したもの
- (エ) 基準日前6月以内又は基準日から支給日の前日までの間に刑事事件により有罪の判決が確定した者で、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する市民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるもの（ウに規定する者を除く。）

《 期末手当の支給の一時差止めのイメージ 》

- ・ 基準日から次の基準日までの間に逮捕等期間がある場合



- ・ 逮捕等期間内に基準日がある場合



3 施行期日
公布の日

議案第 69 号

「上尾市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

戸崎公園のパークゴルフ場を有料の公園施設と定めた上で、その利用料金、利用時間等について規定するための改正

2 内 容

項目	改正内容	
有料の公園施設の名称	パークゴルフ場	
管理形態	指定管理者による管理	
料金体系	利用料金の額 (18ホール)	一般・学生 500円
		児童・生徒 250円
	ただし、市民(市内に通勤又は通学する者を含む。)以外の利用は、2倍の利用料金	
利用時間	<ul style="list-style-type: none">・6月1日から8月末日までの期間 →午前8時から午後6時まで・11月1日から翌年の2月末日までの期間 →午前9時から午後4時まで・上記以外の期間 →午前9時から午後5時まで	
利用に供さない日	<ul style="list-style-type: none">・12月29日から翌年の1月3日までの日・毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(元日を除く。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)	
回数券	利用料金の額から20パーセント以内の割引をする。	

3 施行期日

平成31年6月1日

